

全建事発第 95 号
平成 22 年 2 月 12 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健一
〔公 印 省 略〕

下請債権保全支援事業について

国土交通省においては、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、下請建設業者等が元請建設業者等に対して有する工事請負代金等に係る債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設業者等の保証料負担の軽減及び保証債務の履行のための緊急的なリスク負担の軽減を行う下請債権保全支援事業を実施することとし、別添のとおり通知されました。

つきましては、貴会会員企業に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

以上



国総建第244号

国総建整第260号

平成22年2月9日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議官



下請債権保全支援事業について

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅の下請建設業者等は極めて厳しい経営環境に直面していることから、今般、本年1月28日に成立した平成21年度第2次補正予算において、下請建設業者等の経営を支えるための金融支援対策として、下請建設業者等の有する債権を保全するための措置が講じられたところです。

この度、上記の予算措置を受け、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、下請建設業者等が元請建設業者に対して有する工事請負代金等に係る債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設業者等の保証料負担の軽減及び保証債務の履行のための緊急的なリスク負担の軽減を行う下請債権保全支援事業を実施することとし、これらについて、関係者に対し、別添のとおり通知したところです。

つきましては、貴団体におかれても、本事業の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導・周知をお願いします。

別添1

国総建第228号

国総建整第253号

平成22年2月9日

財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省建設流通政策審議官

下請債権保全支援事業について

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅の下請建設業者等は極めて厳しい経営環境に直面している。このため、今般、本年1月28日に成立した平成21年度第2次補正予算において、下請建設業者等の経営を支えるための金融支援対策として、下請建設業者等の有する債権を保全するための措置が講じられることとなった。

これまで貴法人におかれては、地域建設業経営強化融資制度、下請資金繰り支援事業等を着実に実施する等、中小・中堅建設業者の金融の円滑化支援に努めていただいているところであるが、この度、上記の予算措置を受け、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、下請建設業者等が元請建設業者に対して有する工事請負代金等に係る債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設業者等の保証料負担の軽減及び保証債務の履行のための緊急的なリスク負担の軽減を行う下請債権保全支援事業を実施することとした。

ついては、同事業について、下記に定めるところにより、その適正な実施に遺漏なきよう取り計らわれない。

記

1 本事業の概要

本事業は、下請建設業者又は資材業者（以下「下請建設業者等」という。）が元請建設業者（下請契約における注文者をいう。以下同じ。）に対して有する工事請負代金等に係る債権（支払期日が未到来であるものに限り、下請建設業者等と元請建設業者との間の工事請負代金等に係る債権に対応する元請建設業者が振り出した支払手形（手形期間が120日を超えないものに限る。以下単に「手形」という。）を含む。以下単に「債権」という。）

の支払を、保証ファクタリング事業者（原則として債権の譲渡を受けるものとして債権の支払を保証し、保証債務の履行及び当該債務の回収を行う者をいう。以下同じ。）が保証する場合において、国土交通大臣（以下「大臣」という。）が、下請建設業者等の保証料負担を軽減するための助成を行うとともに、財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が、保証債務の履行により保証ファクタリング事業者に生じた損失を補償するものである。

2 本事業の対象範囲

（1）対象となる下請建設業者等

本事業の対象となる下請建設業者等は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅業者とする。

- ① 元請建設業者から建設工事の全部又は一部を直接請け負っている下請建設業者
- ② 元請建設業者に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者

（2）対象となる債権

①債権の成因要件

本事業による支払保証の対象となる債権は、元請建設業者を債務者、下請建設業者等を債権者とする債権であって、建設工事に関するものとし、出来形部分等に対する支払に係る債権を含むものとする。

②元請建設業者の要件

本事業による支払の保証の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす元請建設業者が債務者であるものとする。

イ) 本事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日が属する年度又はその前年度に公共工事（国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。）の受注実績があること。

ロ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続（以下単に「再生手続」という。）開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続（以下単に「更生手続」という。）開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て若しくは会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。

ハ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。

ニ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。

ホ) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

3 保証ファクタリング事業者の選定基準

本事業を実施する保証ファクタリング事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者で

あって、基金が認めるものとする。

- ① 貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条に基づく登録を受けていること。
- ② 建設業の実務に関して専門的知見を有していること。
- ③ 債権の支払保証を確実に実施するに足りる財産的基礎を有する者として原則として前年度決算において資本の額又は出資の総額が別に定める額以上のものであり、かつ、社会的信用を有していること。
- ④ 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

4 保証ファクタリング事業者の保証限度額等

（1）保証限度額

- ① 保証ファクタリング事業者ごとの保証限度額（保証残高の限度額をいう。以下同じ。）は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。
- ② 基金及び保証ファクタリング事業者は、①により記5の協定において保証限度額を定めるときは、保証ファクタリング事業者が過大なリスクを取ることをのこないよう留意するものとする。

（2）一の元請建設業者当たり保証限度額

- ① 保証ファクタリング事業者の一の元請建設業者当たり保証限度額は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。
- ② 基金は、一の元請建設業者に係る全保証ファクタリング事業者を通じての保証残高が、基金の定める上限額を超えないよう、保証ファクタリング事業者の当該元請建設業者に係る保証限度額を引き下げる等必要な措置を講じるものとする。

（3）一の下請建設業者等当たり保証限度額

- ① 保証ファクタリング事業者の一の下請建設業者等当たり債権保証限度額は、別に定める額の範囲内で記5の協定に定める額とする。
- ② 保証ファクタリング事業者が一の下請建設業者等に対し債権の支払保証をするときの保証下限額は、保証一回当たり、別に定める額以上で記5の協定に定める額とし、保証ファクタリング事業者は、当該協定に定める額を下回らない範囲において、本事業の目的、保証に係る保証ファクタリング事業者の事務経費等を勘案し、当該保証ファクタリング事業者に係る保証下限額を定めるものとする。

（4）債権の保証料率の上限

保証ファクタリング事業者が債権の支払保証をするときに設定する保証料率は、別に定める利率を上限とする。

（5）損失補償限度額

保証ファクタリング事業者が受けられる損失補償の限度額は、下請建設企業支援対策費補助金交付要綱に基づいて基金に交付された補助金により、基金内に造成された建設

業債権保全基金の範囲内で記5の協定に定める額とする。

5 協定の締結

(1) 協定に定める事項

基金は、本事業を実施するため、保証ファクタリング事業者と本事業の実施に関する包括的な協定を締結するものとし、当該協定においては、少なくとも次の事項を定めるものとする。

- ① 記4(1)から(3)までに定める保証限度額及び記4(5)に定める損失補償限度額
- ② 記9に定める損失補償の実施手続
- ③ 保証ファクタリング事業者が基金に対して行う保証実績及び損失の発生実績に関する報告手続
- ④ 保証ファクタリング事業者が基金に対して行う損失補償の対象となった債権の管理状況に関する報告手続

(2) 保証限度額及び損失補償限度額の変更

基金は、建設業債権保全基金の残高、本事業における保証ファクタリング事業者の実績等の状況を踏まえ、(1)の協定の定めるところにより、(1)①の各保証限度額及び損失補償限度額を変更することができる。

6 債権の支払保証

(1) 債権の確認

保証ファクタリング事業者は、下請建設業者等から債権の支払保証の申込みを受けたときは、当該債権の額及び当該債権に係る記1、2及び4に定める要件をすべて満たすことを確認した後、保証を開始するものとする。

(2) 手形以外の債権の額

出来形部分等に対する支払に係る手形以外の債権の額は次のとおりとする。

- ① 下請建設業者等からの支払の請求に対して元請建設業者が支払額を通知することにより、元請建設業者が支払うことを認めた額。
- ② ①にかかわらず、下請建設業者等からの支払の請求に対して元請建設業者が支払額を通知していないときは、下請建設業者等からの当該請求権を債権と、その請求額を債権の額とみなす。

(3) 手形以外の債権の額の確認方法

保証ファクタリング事業者は、手形以外の債権の額を確認するときは、元請建設業者が交付した支払額の通知書類その他元請建設業者が支払うことを認めた額が示された書類を下請建設業者等から徴求して行うものとする。ただし、下請建設業者等からの支払の請

求に対して元請建設業者が支払額を通知していないときは、下請建設業者等からの請求額が示された書類を下請建設業者等から徴求して行うものとする。

(4) 保証額

保証ファクタリング事業者が支払を保証できる額は、債権の額の全部又は一部とする。ただし、手形以外の債権にあっては、下請建設業者等からの支払の請求に対して元請建設業者が支払額を通知していないときは、保証できる額は、(2) ②により債権の額とみなされた下請建設業者等からの請求額に別に定める率を乗じた額を上限とする。

(5) 保証料及び利用料の支払

下請建設業者等は、保証ファクタリング事業者に保証料を支払うとともに、保証ファクタリング事業者を通じて、国に保証額に別に定める料率を乗じた額の利用料を支払う。

7 保証料負担助成

(1) 保証料の引下げ

保証ファクタリング事業者は、債権の支払を保証するときは、(2) ①の助成がない場合に通常設定する保証料率から、別に定める助成料率相当分を差し引いて、下請建設業者等に支払を求める保証料を設定するものとする。

(2) 助成の実施

- ① 大臣は、(1) による保証料の引下げにより、保証ファクタリング事業者に生じた保証料収入の減収額に相当する額を保証ファクタリング事業者に助成するものとする。
- ② 保証ファクタリング事業者は、大臣に①の助成に係る補助金の交付の申請をし、交付の決定を受けた後、債権の支払保証を開始するものとする。
- ③ 保証ファクタリング事業者は、保証料の引下げに係る事業の終了後、大臣に保証に係る実績の報告を行い、大臣から①の助成に係る補助金の交付を受けるものとする。

8 利用料

(1) 利用料の受領

保証ファクタリング事業者は、下請建設業者等から保証料を受領するときは、あわせて、国に代わって下請建設業者等から利用料を受領するものとする。

(2) 利用料の管理

保証ファクタリング事業者は、利用料を受領したときは、記7 (2) ③の補助金の交付を受けるまでの間、当該利用料を自己の財産と区分して適正に管理するものとする。

9 損失補償

(1) 損失補償の実施

基金は、記5の協定に基づき保証ファクタリング事業者が支払を保証した債権について、元請建設業者に係る再生手続開始の申立て、手形交換所による取引停止処分等の事由により保証債務が履行されたときは、当該履行により保証ファクタリング事業者が生じた損失に対し、当該履行に係る支払額に別に定める率を乗じた額を補償する。

(2) 損失補償金の支払

基金は、記5(1)③の損失の発生実績に関する報告を受けた後、協定で定めるところにより、保証ファクタリング事業者から損失補償金の請求を受け、保証ファクタリング事業者に損失補償金を支払う。

(3) 損失補償の対象となった債権の管理

保証ファクタリング事業者は、損失補償金の支払を受けた後も、当該損失補償の対象となった債権の回収に努めることとし、別に定めるところにより、回収額の一定割合を基金に返戻する。

10 国への報告

基金は、本事業の実施状況について、別に定める期間ごとに国土交通省に報告するものとする。

11 適正な事業を確保するための措置

基金は、本事業の実施に当たり、必要に応じ、有識者の意見を聴く等により本事業の適正な実施を確保するものとする。

附 則

(1) 適用日

この通達は、平成22年2月9日から適用する。

(2) 本事業の期間

本事業は、平成22年3月1日から開始し、平成23年3月31日までに支払保証が開始された債権を対象とする。

(3) 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

別添2
国総建第229号
国総建整第254号
平成22年2月9日

財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省 総合政策局

建設業課長

建設市場整備課長

下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて

極めて厳しい経営環境に直面している下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、今般、「下請債権保全支援事業について」（平成22年2月9日付け国総建第228号、国総建整第253号。以下「建流審通知」という。）に基づき、下請建設企業等の有する債権の支払保証を支援する事業を行うこととしたところであるが、本事業に係る事務取扱いについては、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1 保証ファクタリング事業者の財産的基礎

建流審通知記3③に規定する別に定める額は、原則5億円以上とする。ただし、特にファクタリング事業（債権の譲渡を受け、その回収を行う事業をいう。）に関する実務経験及び専門知識を有する者として財団法人建設業振興基金（以下「基金という。」）が認める

ものに係る当該額については、この限りでない。

2 保証ファクタリング事業者の保証限度額等

(1) 保証限度額

建流審通知記4(1)①に規定する別に定める額は、保証ファクタリング事業者の純資産額の25倍に相当する額とする。

(2) 一の元請建設業者当たり保証限度額

建流審通知記4(2)①に規定する別に定める額は、5億円とする。

(3) 一の下請建設業者等当たり保証限度額

① 建流審通知記4(3)①に規定する別に定める額は、下請建設業者等の規模等に応じ、3億円又は6億円のいずれかとする。

② 建流審通知記4(3)②に規定する別に定める額は、原則として100万円とする。

(4) 債権の保証料率の上限

建流審通知記4(4)に規定する別に定める利率は、年率15%とする。

3 支払額の通知のない手形以外の債権に係る保証額の上限

建流審通知記6(4)に規定する別に定める率は、80%とする。

4 利用料金の料率

建流審通知記6(5)に規定する別に定める料率は、年率1%とする。

5 助成料率

建流審通知記7(1)に規定する別に定める助成料率は、助成がない場合に通常設定する保証料率の3分の2(ただし、年率4%を上限とする。)とする。

6 損失補償

(1) 損失補償率

建流審通知記9(1)に規定する別に定める率は、95%とする。

(2) 損失補償を受けた債権を回収した場合の返戻

建流審通知記9(3)に基づき、保証ファクタリング事業者が損失補償を受けた債権を回収した場合は、回収金額に当該債権に係る損失補償率を乗じて得た額を基金に返戻するものとする。

7 国への報告

建流審通知記10に規定する別に定める期間は、3か月とする。

附 則

(1) 適用日

この通達は、平成22年2月9日から適用する。

(2) 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

下請債権保全支援事業

21年度2次補正予算 47億円
22年度予算(案) 8億円 計55億円

1. 概要

・下請建設企業又は資材業者が元請建設企業に対して有する請負工事又は資材代金の債権(手形を含む。)の支払を、ファクタリング会社が保証し、下請債権等を保全。

○下請建設企業等が負担する保証料に対し助成(保証料の2/3(年率4%上限))
(21年2次補正 1億円、22年度(案) 8億円)

○ファクタリング会社の保証履行による支払額に対し損失補償(支払額の95%)
(21年2次補正 46億円 建設業債権保全基金)

※事業を利用する下請建設企業等は、受益者負担として年率1%の利用料を支払

・事業期間 平成22年3月～23年3月

2. 保証対象の債権の要件

・公共又は民間の建設工事に係る請負工事又は資材代金の債権(手形を含む。)

・債権は、下請建設企業からの支払請求段階から保証可能

※ただし、請求後、元請建設企業が支払通知をする等により支払額を認めるまでの間は、請求額の8割が保証額の上限

○債権者(下請建設企業等)の要件

・中小・中堅(資本金20億円以下又は常勤従業員1500人以下)建設企業又は資材業者

※以下の債務者の要件等を満たせば、一次下請企業に限らず、二次や三次等の下請企業も対象となり得る。

○債務者(元請建設企業)の要件

(注：例えば、一次下請企業と二次下請企業との間の下請工事契約関係では、当該一次下請企業が元請企業となる。)

・当該年度又は前年度の公共工事受注実績があること、

・破産手続開始の申立てがないこと 等

3. ファクタリング会社の要件(要件該当企業を(財)建設業振興基金が認定)

・貸金業登録、建設業の実務に関する専門的知見を有すること 等

4. 保証限度額等

- | | |
|------------------------|-------------------------------------|
| 1. ファクタリング会社ごとの保証限度額 | → ファクタリング会社の純資産額の25倍を上限 |
| 2. 一の元請建設企業当たりの保証限度額 | |
| (1) ファクタリング会社ごと | → 5億円(残高)を上限 |
| (2) 全ファクタリング会社を通じた総合計 | → 元請の純資産額を上限 |
| 3. 一の下請建設企業等当たりの保証限度額 | |
| (1) 上限額 | → 下請等の規模等に応じ、3億円又は6億円(残高)を上限 |
| (2) 下限額 | → 保証1回当たり100万円を下回らない範囲でファクタリング会社が設定 |
| 4. 保証料率の上限 | → 年率15%を上限 |
| 5. ファクタリング会社ごとの損失補償限度額 | → 保証限度額に応じて決定 |

※ファクタリング会社の資力を踏まえるとともに、公平性の観点から、一部の企業に偏らず幅広く利用いただけるよう、ファクタリング会社ごと、一の元請建設企業ごと及び一の下請建設企業等ごとに債権の支払保証の限度額を設定。

※限度額を超える場合等は、ファクタリング会社において債権の支払保証を断ることがある。

下請債権保全支援事業

平成21年度2次補正予算 47億円
平成22年度予算(案)8億円 合計55億円

- 下請建設企業・資材業者の経営・雇用の安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が、下請建設企業等の元請建設企業に対して有する債権の支払を保証し、元請建設企業からの債権回収が困難となった際、下請建設企業等に保証債務の履行により保証金を支払い、下請代金等債権を保全。
- 下請建設企業等が保証を利用しやすくするよう、保証料負担に対し助成するとともに、ファクタリング会社のリスクを軽減する損失補償を実施し、下請建設企業等を支援。
- 平成23年3月31日までの時限措置。

